

事前申込制

「給与支払者向け定額減税説明会」のご案内

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について、定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることとなりました。

給与支払者の皆様におかれましては、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際に定額減税を行っていただくことになります。

税務署においては、給与支払者の皆様がスムーズに定額減税事務を行っていただけるよう、説明会（事前申込制・無料）を開催していますので、是非ご参加ください。

説明会開催日程

～説明会の内容（予定）～

制度の概要に関するDVD上映・職員による補足説明・質疑応答

（令和6年4月1日現在）

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年4月23日(火)	AM 10:30~11:30 PM 13:30~14:30	各35名	廿日市税務署 1階会議室 (廿日市市新宮1丁目15番40号)
令和6年4月30日(火)	AM 10:30~11:30 PM 13:30~14:30	各35名	廿日市税務署 1階会議室 (廿日市市新宮1丁目15番40号)
令和6年5月13日(月)	AM 10:30~11:30 PM 13:30~14:30	各150名	大竹市総合市民会館 ホール (大竹市立戸1丁目6番1号)
令和6年5月14日(火)	AM 10:30~11:30 PM 13:30~14:30	各90名	佐伯区民文化センター大会議室A・B (五日市中央6丁目1番10号)
令和6年5月16日(木)	AM 10:30~11:30 PM 13:30~14:30	各200名	ウッドワンさくらびあ 小ホール (廿日市市下平良1丁目11番1号)
令和6年5月21日(火)	AM 10:30~11:30 PM 13:30~14:30	各35名	廿日市税務署 1階会議室 (廿日市市新宮1丁目15番40号)
令和6年5月28日(火)	AM 10:30~11:30 PM 13:30~14:30	各35名	廿日市税務署 1階会議室 (廿日市市新宮1丁目15番40号)

- ※ 説明会に参加を希望される方は、LINEによる事前申込をお願いします（申込方法は裏面をご覧ください）。
- ※ 今回の説明会は給与支払者向けの内容となっております。給与所得以外の定額減税に関するご質問には対応できない場合があります。
- ※ 各会場とも駐車台数に限りがありますので、来場に際しては、公共交通機関をご利用いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

給与支払者向け所得税定額減税コールセンター

定額減税制度における給与の源泉徴収に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

0570-02-4562

受付時間 9:00~17:00（土日祝除く）
全国一律の料金でご利用いただけます。

- ※ 個別具体的な事実関係に応じたご相談など、個別相談をご希望の方は、所轄の税務署に電話していただき面接申込をお願いします。

定額減税の制度の詳細等は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご覧ください。



YouTube 国税庁動画チャンネルでは、説明会の際に上映するDVDと同様の内容の動画を無料で公開しています。

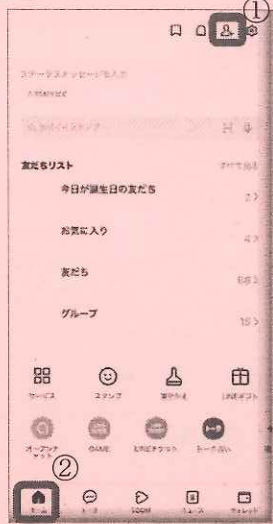


説明会に関するお問合せ先

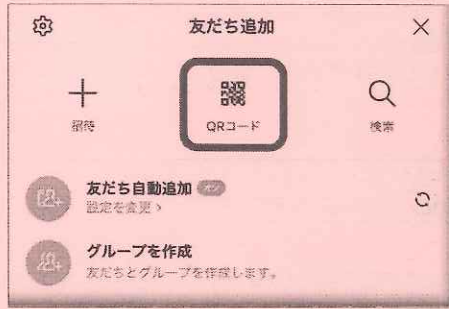
〒738-8601
廿日市市新宮1丁目15番40号
廿日市税務署 法人課税第1部門
電話 0829-32-1223(ダイヤルイン)

LINEによる事前申込のしかた

1 LINEのホーム画面から「+」ボタンをタップします。



2 「QRコード」をタップします。



3 カメラが起動しますので以下のQRコードをスキャンします。



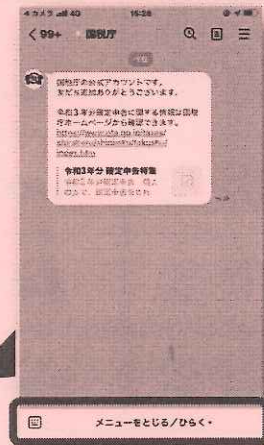
(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 画面表示が実際と若干異なる可能性があります。

4 国税庁のラインアカウントが表示されますので、「+」をタップします。



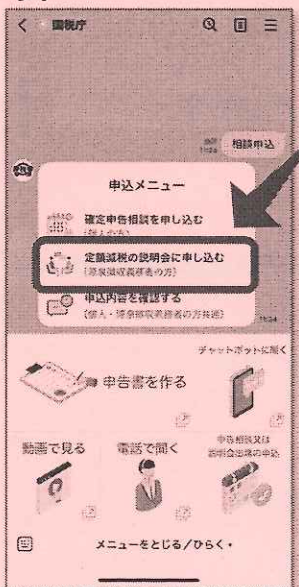
5 トーク画面が表示されますので、「メニューをとじる/ひらく▼」をタップします。



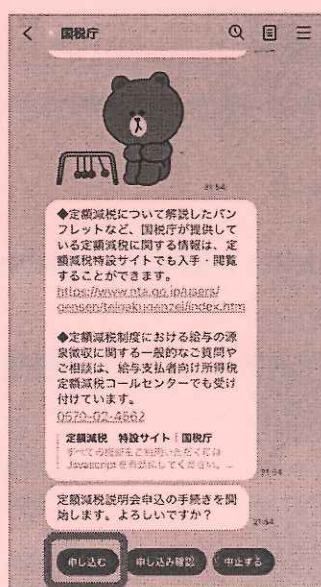
6 メニューが表示されますので、「申告相談又は説明会出席の申込」をタップします。



7 申込メニューから、「定額減税の説明会に申し込む」をタップします。



8 「申し込む」をタップします。



9 以降、「都道府県」→「税務署」→「会場」の順に選択していただき、参加が可能な会場をお申込みください。

申し込みが完了すると以下のトークが表示されます。

説明会の当日は、受付において、申込完了画面を確認させていただく場合がありますので、申し込みを使用したスマートフォン等（又はトーク画面を紙出力したものも可）をお持ちください。

